

第5回 向日市上下水道事業懇談会 議事録

日 時 : 平成20年5月27日(火)午後2時から午後4時まで
場 所 : 向日市福社会館大会議室(3F)
出席者 :
(委員) 吉川会長、井垣委員、大場委員、楠本委員、佐藤委員、田中委員、
西田委員
(事務局) 齋藤上下水道部長、齋藤上下水道部次長、大島上下水道部次長、
山根営業課長、山田上水道課長、高田浄水場長、
山中営業課課長補佐、柴崎営業課係長、横山営業課主任
傍 聴 : 1名

議事(要約)

- (会長) 前回、市長から下水道の使用料の見直しについて、8月ごろを目途に提言をいただきたいとの要望があり、本懇談会で提言をまとめることとなりました。
- (事務局) (使用料対象経費の考え方について説明)
- (委員) 繰入制度については、国の通達に従わなければならないということか。
- (事務局) 国が認めている繰出基準は資料のとおりで、本市の場合、基準以外の繰出金ということで、一般会計から足りない部分を出している。下水道会計としては、赤字になっており赤字補填をしているといえる。繰出基準に基づくものについては、一定、交付税措置がある。
- (委員) 懇談会で方向性を決めても、国の基準がある以上、値上げを簡単に認めるという話では生産性がないが工夫できる余地はあるのか。最終的には、税金で払うか使用料で払うか、市民がトータルで払わなければならない。我々としては、交付金など公的資金でもらえるならありがたい。
- (事務局) これまで2回の改定では、維持管理費は100%回収できており、資本費の何割を回収していくのかということで改定してきた。国の繰出基準も、年々変わってきており、先ほどの分流式汚水のように考え方が変われば使用料回収率の計算方法も変わってくる。7%以上の起債の借り換えができたのは、いろんな条件があり、150円の部分は、クリアをしていないが、ほかの部分でクリアできた。国のルールで動かざるを得ない。
- (委員) 各市の経営指標もばらばらであり、国のガイドラインはある意味当然である。今回の諮問に対し、場当たりのではなく市の条件を勘案したうえで適正なもの、ポリシーというもの、市の公会計にかかわる繰出金の方向性を見定めたいという結論を持ってほしい。

- (事務局)市として今後どうしていくかという方針を持っていないと説得力に欠ける。今のところ、繰出金の基準内である分流式汚水の分が、非常に大きなウエイトを占めてくると考えている。その基準が明確になっていないので、各自治体の裁量が効く部分があり、一般会計と詰めていかなければならない。
- (委員)資料5で分流下水道に要する経費のなかで、各事業で適正な使用料は、国は150円といたいのか。基本的に、雨水は公費、汚水は私費とあるが、維持管理的なものも含め資本的なものも私費が原則か。
- (事務局)国の方は、適正とする使用料収入を150円としているが、(資料5に関しては)必ずしもそうとも言い切れない。資本費については、施設を作るための元利償還金であるので、使用料で回収するのが原則。
- (委員)トイレは自分で処理しなさいというのが国の考えか。
- (事務局)どちらかといえば台所排水とかの雑排水や浄化槽排水など、従来側溝等に流れるものが、公共下水道になるときれいになり、普段は雨水しか流れなくなる。地域の環境がよくなるから、必ずしも、個人負担だけではない。個人の便益に関する部分については個人負担で、快適な生活を営めるということからそうなっている。
- (委員)浄化槽を個人でやりなさいといって、公共下水道がきたら接続しなさいというやり方は、矛盾しているのでは。
- (事務局)どちらかといえば、公共下水道では、浄化槽のほうが汲み取りより厳しい。簡易浄化槽は側溝に流しており完全には処理できない。期限についても汲み取りは、3年の猶予があるが、浄化槽は半年以内と厳しくなっている。
- (事務局)雨水公費、汚水私費の原則があり、向日市の下水道普及率は100%であるが、全国的には70%弱とまだまだで、すべて税金では不公平感がある。
- (事務局)(他都市との比較について説明)
- (会長)使用料回収率はどうして出しているのか。
- (事務局)分子は、使用料収入の総額、分母は、維持管理費と資本費である。
- (委員)経営診断報告書の平成19年度から23年までの経営状況の見直しでは、使用料以外の収入は、一般会計からの繰り出し、その中でも、基準内と基準外とがあるが、どういう内容か。
- (事務局)繰り出し基準に該当するのは、説明資料の「繰出基準について」にあるとおり、雨水処理、流式下水道、域下水道などあるが、対象となるのは(汚水では)年間約1億円で、これら以外は、すべて基準外となる。
- (委員)平成18年度の基準内の繰入は、トータルで3億2600万となっているが、今後5年間の使用料以外の収入は、5年間で、48億9400万、年平均10億ぐらいを見込んでいくということは、7億ほどは基準外(繰入)になっているということか。
- (事務局)平成18年度は、繰入金全体で8億円で、そのうち基準外が5億円弱。だいたいそういう形で推移している。また、資本費平準化債は、これは元金償

還金に対する起債であるが、それが年間約4億円ある。

(委員) この基準8の下水道及び臨時特例措置の償還に関する経費が2億1000万円とあったがそのことか。4億というのはいかなる数字か。

(事務局) 臨時財政特例債は、いわゆる国庫補助金の目減り分である。昔、10分の6あったのが、10分の5になっている。その1割分については交付税措置という形になっている。

(委員) それは、基準内か。

(事務局) 基準内です。基準内全体で3億円程度、それらについては、交付税の対象になっている。それ以外が5億円弱ある。それと本市では資本費平準化債を発行しているが、財政力がある自治体は、借りずに借金を通常に返している。発行しなければ、さらに4億円繰り出しが増える。

(委員) 借金の残高は、どれくらいか。そのうち繰り延べているのはどれくらいあるのか。

(事務局) 30年間の期間で借りており、毎年の元利償還金が資本費ということになる。平準化債は、起債の最高が30年しか借りられないが、資産としては、50年、60年もつということから起債の期間を伸ばしてやろうという考え方からできたものである。

(委員) 資料によると18年度繰入金が8億円で、基準外繰入金が4億7300万、市債発行額は、18年度残高で汚水が約100億、雨水が50億合わせて、150億になっている。

(事務局) 資本費平準化債の毎年の発行額は、平成16年度から発行しているが、汚水分と雨水分を合わせて年間4億円程度発行している。

(委員) 借金は、少しずつ減ってきているが、基本的には、現在の資本償還金が残っているのか。

(事務局) 汚水事業については、終わっているのか、今後事業費として増えることはない。

(委員) 京都市では、公営企業会計を適用しており、国の基準によって計算すると汚水処理原価は114円となり、使用料のほうが高いということになる。しかし、大規模な修繕(改良費)を使用料対象にするなど京都市独自の処理原価(資金ベース)から計算すると平成18年度の汚水処理原価は136.32円となり赤字ということになる。ただ、損益計算上、過去の分で、資本費に対する汚水資本費への補助金や雑収入があるのでそれらをカウントすると全体としては黒字ということになる。

(委員)(京都市は)公営企業会計を適用しているのか、減価償却費も計上されているのか。向日市の場合は非適用なので、減価償却費も計上していない、公営企業会計を適用したらもっと数字は悪くなる。国のガイドラインに従って、使用料単価を上げて行った場合、起債のときに有利に見てもらえとか財政措置として交付税を受けられるとかそういうことがあるのか。

- (委員) 高資本費対策の借換債などは、基準より使用料が安ければ対象外となる。
- (委員) 借り換えすることによるメリットも相当大きいとのことであったが。
- (事務局) 今回は残期間が7年程度という短い期間であったが、利息の差額だけで、1億円程度の効果があった。高資本費対策も一定基準以上であれば対象となるほか、繰り出し基準が認められその分が交付税の対象になる。
- (委員) 別冊資料集の23ページに汚水処理原価は向日市は181円であるが、この汚水処理原価と京都府に払う流域下水道の負担金としての維持管理費負担金とは単純にイコールにならないのか。その差は何か。
- (事務局) 流域に支払っている分についても維持管理費の中に入っている。汚水の維持管理費と資本費から、繰り出し基準に基づくものを除いて、有収水量で割り戻したのが、181円ということである。汚水処理原価は、平成17年度は258円であったが、計算方法が変わったこともあり、がたっと落ちている。流域の負担金や維持管理にかかる人件費などすべて維持管理費の中に含まれている。流域に払っているのは1トンあたり42円になっており、この中では結構大きなウエイトを占めている。
- (委員) 向日市は汚水処理をしていないので、42円以外のものは結局人件費とか、そういうものか。
- (事務局) 人件費や管渠に係る維持管理費などがある。
- (委員) 京都市は自分のところで処理しているのか。
- (事務局) (京都) 市内は鳥羽処理場で、桂川右岸、西京区などは、流域下水道で同じ洛西浄化センターで処理している。
- (委員) (各市町の)維持管理費の単価にかなりばらつきがあるが、資本環境もばらついている中で、向日市は、内容的に改善の余地がありうるのか、ないのかにもよる。
- (委員) 京都市と比べると、やはり5万人と147万人のところでは、効率が違う。それと、維持管理費や資本費も、(京都市は)昭和5年からやっているので、中心部など減価償却が実質終わった施設がたくさんあるので、そうすると資本費のウエイトが低くなってくる。向日市と比べると規模の利益、古くからやっている利益から単価としては安くなってきている。
- (会長) 今のままならどこに問題があるのか。一般会計が圧迫されていることもあるだろうが。
- (事務局) 使用料回収率が低ければ一般会計からの繰出しが多いといえる。使用料単価については、事情がいろいろあり一概には言えないが、新しくやったところほど単価的には高くなる。本市の場合、資本費が高いわけであるが、事業をやった時期が金利の高い時期であったという感じがある。一般家庭の使用料については、(他市と比べて)高くはない。
- (委員) 単純にそうはいえないのでは。八幡市は、(供用開始が)昭和47年であるが使用料の回収率が、向日市より上位にある。京田辺市もそう。何よりも、下

水道の普及率が100%、しかも、人口密度が高くて処理区域面積が狭いところで、使用料回収率が11位にあるというのが、歴史的に何かあったのかなと思う。水洗化率のずっと低い綾部、京丹後市は効率が非常に悪く相関関係で下位にある。大山崎町は、使用料は安いとその代わり水道が高いという、水道と下水の兼ね合いもあるのかもしれない。

(事務局) 大山崎町は、使用料回収率は、下水道に関していえば高い。それは資本費が本市の半分以下である。八幡市についても、資本費が本市に比べ少し低い。男山団地など下水が完備されていることがあったのではないか。

(会長) 使用料回収率が低いことが、一般会計を圧迫していることになるのか。

(事務局) 向日市として今後どうして行くのか、使用料でみていくのか、税金でみていくのか、割合をどうするかいろいろな考え方があるが、ご意見をいただきながらまとめていければと考えている。

(委員) 向日市の場合、水洗化率が100%なので、世代間ということはないが、綾部市や京丹後市などはこれからどうして行くかという問題がある。税金で賄うということも矛盾はしないが。

(事務局) ただ、市によっては、早く下水道が整備されているところについては受益者負担金を別途とっているところもある。向日市では取っていない。使用料は、たくさん使うところもあるし、少ないところもあり、何もかも税金という問題があるという感じがする。

(委員) 資料によると平成9年から18年度の有収水量は、どちらかというと横ばい、ちょっと下がってきている。今後の有収水量の見込みはどうか。

(事務局) 水道メータで下水道使用料はいただいているが、水道の使用料は、今後増える見込みはない。ただ、北部開発でキリンビール跡地の開発で将来的には人口が若干増える。

(委員) 地下水を汲み上げている企業や施設で、水道料金はメータに上がってこない場合、下水道処理料はどうなるのか。

(事務局) 下水については、認定汚水として別途認定する。

(委員) 向日市は、長岡京市、大山崎町と比べると若干使用料としては高いが、それでも使用料単価が低いということは、大口の使用者が極端に少ないといえる。京都市と比べると、基本料が、向日市が840円、京都市700円とちょっと高いが、他の段階では、5,000立方メートル以上を除き、京都市より安い。ということは京都市のレベルまで持っていっても払える水準にあるといえると思う。赤字を一般会計から負担をさせていると一般会計がその分やるべき事業ができないことになり、ある程度(使用料で)回収することが必要じゃないか。そうしないと総務省から指導で、必要な補助金を受けられない、起債の発行制限がかかるなどでてくるので、負担が特定できるところについては、その分回収するのがよいのでは。5000トン以上は5000トン未満と比べて80円と極端に上がっており、近隣と比べても非常に高い。5000トン以上のレベ

ルは、これが限度かなという気がする。

(会長) これまで、幅広い資料を提出いただいているところですが、8月までに提言をまとめるのは、日程的に大変厳しいと思います。そこで、提言をまとめるために小委員会を設置して、検討していただいた上で、たたき台、原案作りをしていただくことをわたしのほうから提案したいと思います。

(反対意見なし)